

監事監査報告書

社会福祉法人 後楽園

理事長 荻原隆浩様

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の理事の職務の執行について、社会福祉法第40条および当法人定款第18条に基づき監事監査を行いました。その方法及び結果について、下記の通り報告します。

令和8年 5月 19日

社会福祉法人 後楽園

監事

龍川 房子



監事

山根 一正



(令和7年5月16日監事村上美智子氏ご逝去により)

記

- 日時 令和8年5月19日(火曜日) 午前10:00 ~ 午後12:30
- 場所 社会福祉法人後楽園 認定こども園どんぐりの家 2F 理事長室

3. 立会者	職名	理事長	氏名	荻原隆浩
	職名	園長	氏名	渡邊慎治
	職名	園長	氏名	荻原尚子
	職名	経理	氏名	市田恵子

4. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録について検討しました。

5. 監査結果 詳細は監事監査意見書のとおり

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において、適正に表示しているものと認めます。